

「取引所株価指数証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成27年10月1日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第26条 (省 略)</p> <p>(追 加)</p> <p>第27条～第37条</p> <p>(以下省略)</p> <p>附則 本規定は、平成27年8月31日より施行する。</p>	<p>第1条～第26条 (現行どおり)</p> <p><u>第27条 (外国政府等の重要な公人に係る条項)</u>  <u>お客様は、外国政府等の重要な公人 (Politically Exposed Persons) 等に、該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨をインベスト証券に届け出るものとします。</u>  <u>2 お客様は、前項について当社に届け出た事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、届け出を行うものとします。</u></p> <p>第28条～第38条</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>附則 本規定は、平成28年10月1日より施行する。</p>